

SAMPLE

社団法人  御中

公益法人制度改革対応のための事前診断報告書

2010年●月●日

居関公認会計士事務所



目 次

I. 結 論	1
II. 各 論	2
1. 公益法人への移行.....	2
(1) 事業区分と各事業の公益性.....	2
① 収益事業は無いとする	2
② 4つの事業を1つにまとめる	2
(2) 公益財務基準.....	3
① 収支相償（公益認定法第6条）	3
② 公益目的事業比率（公益認定法第8条）	3
③ 遊休財産額保有制限（公益認定法第9条）	4
④ 公益財務基準検討結果	5
(3) 機関設計	5
① 役員3分の1基準（公益認定法第10条）	5
② 理事会への理事本人の出席	5
③ 理事の総数	5
④ 理事会	5
⑤ 評議員と評議員会	6
⑥ 役員制度	6
(4) 公益法人のメリットとデメリット	6
① 公益社団法人という名前の信頼性に対するメリット	6
② 公益法人に対する優遇税制というメリット	7
③ 公益の認定取消時の没収財産というデメリット	8
④ 公益申請の事務作業の増加というデメリット	9
(5) 公益申請する場合の支部の取り扱い	9
(6) 見直し	10
(7) 参考の申請状況	10
(8) スケジュール	11
2. 一般法人への移行.....	12
(1) 一般法人へ移行することはできるのか	12
(2) 公益目的支出計画の仮作成	12

【 添付資料 】

【資料1】 2009年度 正味財産増減計算書（事務局作成）

【資料2】 2009年度 正味財産増減計算書（修正後）

【資料3】 別表C（1）遊休財産保有制限規制の判定

1. 結 論

公益法人、一般法人どちらへも問題なく移行できると考えられます。

しかし、どちらへ移行するにしても、●●●●制度の見直し、代議員制度導入の可否、理事会の在り方を見直しなど機関についての再設計も必要であり、まだまだ検討すべき課題は少なくありません。また、●●●●制度等について1年程度の周知期間を設ける場合は、さらに時間を要する事になります。

●●●●の認定・認可はまだ数件ですが、そろそろ公益申請に向けて詳細な検討や実際の実務作業を始める時期ではないかと思われます。